

ては、設計地震動の3-4倍程度の地震動までは、弾性を失って変形しても潰れてしまうといったことにはならない」と。

原判決も垣見証人に見習って、本件設計地震動想定の際に本件活断層を考慮しなかったことを正当化しようと大崎証言に救いを求めている。しかしそれは、次の二つの理由で、全く不当で裁判所にあるまじき行為である。

①大崎証言は、その対象を重要な構造物（重要度Aクラス）に限定していたのに、原判決では、被控訴人の主張にもない「構造物（重要度Aクラスの施設）」という括弧書きまで付け加えて大崎証言を勝手に拡大解釈している。

ところが「重要度Aクラスの施設」には、大崎証言の対象でない「建物・構築物」や「機器や配管系」も含まれている（「耐震設計審査指針」）。それらの中には、控訴人らが法廷で繰り返しその重要性を主張してきた非常用炉心冷却系（ECCS）始め重要な諸施設が含まれている。そうした重要だが耐震性の低い設備まで「200ガルの3-4倍の地震動にも耐える」などとは、大崎証人も証言していないし、もちろん、そんなことは誰にも言えないことである。

②大崎証人は、当然のことながら、本件活断層を全く考慮せずに本件安全審査が妥当と認めた想定設計地震動200ガルについて証言した。しかし、(四)で述べたように、本件活断層を考慮して被控訴人らが想定した設計地震動（S1地震動相当）は520ガルに、そして、安全余裕検討用地震動（S2地震動相当）は、その1.5倍の780ガルになり、本件安全審査が妥当と判断した設計地震動200ガルの3.8倍に達し、大崎証言が対象にした重要度Aクラスの原子炉など重要な構築物さえ崩壊してしまうであろう。

また、以下の(4)項で述べるように、被控訴人の算定法に従っても、本件活断層を考慮した時のS1地震動は473ガルに、またS2地震動は710ガルにも達する。

従って、やはり、大崎証人が言及した本件原子炉施設の耐震限界安全性も保証されなくなってしまう。

以上に指摘したことから明らかなように、原判決は、事実を誤認したまま被控訴人の専門技術的裁量権に介入し、被控訴人の違法を救済しようとした違法なものである。

(4) 兵庫県南部地震を踏まえて行われた解析結果においても、本件原子炉施設は、前面海域断層群を考慮して得られた最大加速度振幅四七三ガルのS2地震動に対して、安全余裕を有していることが確認されている」との判断について

すでに(二)節で述べたように、兵庫県南部地震以降に被控訴人が行い、原子力安全委員会もその妥当性を認めた本件原子炉設備の耐震設計の見直し解析においても、原判決が認めた本件安全審査の判断の誤りは是正されずじまいであった。原判決がその判断の根拠に引用した「最大加速度振幅四七三ガル」は、まさに、その誤った判断に基づいてS2地震動、つまり、活動性の低い活断層に適用される「設計用限界地震動」（「安全余裕検討用地震動」相当）として評価されたものである。原判決が認めた本件安全審査の誤りを被控訴人も認めるなら、この「最大加速度振幅四七三ガル」は、当然、「設計地震動」に相当したS1地震動として評価しなければならないことは自明である。そして、S2地震動としては、さらに大きな地震動を想定しなければならず、本件安全審査が認めた手法では、評価し直されたS1地震動473ガルの

1.5倍の710ガルにも達するのである。こうして見直されたS1、及びS2地震動に対して、本件原子炉施設で採用された耐震設計が、なお「耐震設計審査指針」が求める安全条件を満足し、有効かどうかについては、本件安全審査はもちろん、申請者や被控訴人も、全く検討しておらず、「確認された安全余裕」など全くの空論に過ぎない。

こうした空論に依拠して、本件安全審査の誤りが「看過し難い過誤、欠落」でないとして、本件安全審査における調査審議に不合理な点はなく、本件許可処分も違法でないと判断した原判決の重大な違法は誰の目にも明らかである。

第二 本件原子炉施設への航空機墜落の危険を看過した原判決の誤り

原告らは、1988年6月25日に、本件原子炉から直線距離で約800メートルの至近距離に米軍の大型ヘリコプターが墜落した事実や、それ以降も本件原子炉敷地上空を米軍並びに自衛隊の軍用機が飛び交っている事実などをあげ、本件安全審査が、航空機の墜落の危険を全く調査審議しなかつた重大な誤りを訴え続けてきた。

にもかかわらず、原判決は、被控訴人の主張を鵜呑みして、つぎのように判示した。

「本件安全審査においては、航空機の墜落に関する調査審議も行われたが、①運輸省の通達により、原子力関係施設上空の飛行はできる限り避けることとされ、原子力関係施設上空については、航空法八一条ただし書きの最低安全高度での飛行の許可は行わないこととされていること、②右の飛行規制等の情報は、駐留米軍に対して提供されており、一般国際法上の原則として、外国軍隊は、駐留国の公共の安全に妥当な考慮を払って活動すべきものとされて

いること、③伊方町付近に飛行場はなく、上空に定期航路も通っていないことなどが確認された結果、本件原子炉施設に航空機が墜落する可能性は極めて小さく、航空機の墜落を想定した対策について調査審議を行う必要ないと判断された」と(165-166頁)。

こうした判断によって原判決は、本件安全審査の調査審議に伴う過誤・欠落を救済した。しかし、その判断は以下に示すように数々の事実の誤認と判断の欠如の上に築かれた不公正なものである。

1. 本件安全審査で航空機墜落について調査審議されたことを裏付ける具体的な資料は全く存在しない。

本件安全審査に調査員のひとりとして参加し、原審法廷で被告側の証人として出廷した石川延夫は、原告からの反対尋問の結果、原子力関係施設上空の飛行規制について、被告と原判決が示すような根拠法規などについては何ひとつ知らず、また、本件原子炉上空の航空機の飛行状態についても何の知識も持っていないことも明らかになっている。従って、本件安全審査で航空機に関して調査審議したと主張しているのは証拠能力のない被控訴人だけである。

その被控訴人だけの主張を、そのまま引用してされた判示は、不公平極まりない違法なものである。

2. 原判決は、航空機墜落の危険を事実で示した米軍大型ヘリコプター墜落に対して、何の判断も示していない。

米軍岩国基地と四国南方沖合訓練海域との間を飛行中の米軍大型ヘリコプターが本件原子炉から至近距離に墜落したのは、被

控訴人が本件原子炉設置許可処分を行つてから11年後のことである。ということは、本件安全審査で確認したと原判決も判示した原発上空飛行規制の諸措置が全く有効でなかつたことが証明されたことに他ならない。

原判決が航空機墜落に関する本件安全審査の調査審議が合理的であり、今後も航空機の墜落の可能性は高くないと判示するためには、米軍大型ヘリコプター墜落事件に関する独自の見解は欠かせなかつたはずである。しかし、原判決のどこにも、そうした見解は見当たらない。

従つて、原判決の判示は、それを裏付ける客観的な根拠は何もなく、ただ被控訴人の信憑性のない身勝手な主張に迎合した不公正で違法なものと断定せざるを得ない。

3. 他の原子力関係施設の安全審査では航空機墜落に対する防護機能を調査審議することについても、原判決は何の判断も示していない。

原判決が判断の根拠とした原子力関係施設上空の飛行規制手続は、本件原子炉施設に限つたものでないことは、原判決が引用した根拠からも明らかである。

そのことに関連して原告らは原審法廷で、青森県六ヶ所村に設置されている原子力施設の一つであるウラン濃縮施設の場合を例にあげ、その安全審査では航空機墜落を想定し、施設の安全が保たれるかどうかを審査したことを、安全審査関連資料を証拠にあげて指摘し、本件安全審査の誤りを主張した。

にもかかわらず原判決は、その主張についても判断を全く回避し、不公正さを露わにしている。

4. 原判決の判示と正反対に、社会的には原子炉施設への航空機墜落に関する危険意識は増大している。

原判決は、「本件原子炉施設への航空機墜落の可能性は高くない」と、事も無げに原告らの必死の訴えを退けた。しかし、一般社会では、原告らと同様に、原子力施設への航空機墜落を真剣に案じている。

愛媛県では、米軍大型ヘリコプター墜落事件以降、他の原子力施設立地地方自治体と共同して、原子炉施設上空の飛行を法律で禁止するよう、防衛庁など国の機関に要求し続けている。

また、宮城県女川町に設置されている東北電力女川原子力発電所でも、昨年、自衛隊機が2度にわたって近傍に墜落し、たまたまかねた東北電力社長が、同原発上空の飛行を禁止するよう自衛隊に厳重に申し入れるという事態まで起こっている。

原告ら原子炉施設周辺に居住する多くの人たちの不安と危険を顧みないままに、被控訴人の重大な誤りを救済することだけに心を奪われた原判決は違法の極みと断じざるをえない。

第三章 結論

1. 本件活断層は、岡村教授が指摘したように、約6千年前から、ほぼ2千年ごとに断層活動を繰り返しており、現在は、前回の活動からほぼ2千年目に相当しているので、いつ活動を開始し、大地震を誘発してもおかしくない状況である。本件原子炉施設の耐震設計は、そうした切迫した大地震の危険を想定して作成されたものではない。また、本件敷地の地盤についても、そうした直下型大地震の際に受けける大変動は全く想定されていない。

原判決は「本件原子炉施設の基本設計が講じている事故防止対策（引用者注：耐震設計のこと）が不十分であり、基本設計どおりに本件原子炉を設置して稼働させた場合、重大な事故が起こる可能性が高いとまでは認定することができない」と判示した（128頁）。

しかし、そうした気楽な判断とは正反対に、一般社会では、本件活断層を震源とする迫り来る大地震への危機感は高まっている。被控訴人が統括している通産省工業技術院地質調査所は昨年から2年計画で、控訴人らが法廷で実施を要求し続けてきた海底ボーリング調査も含め、本件活断層の活動性を確定する危険度調査に乗り出している。また、愛媛県も岡村教授の見解を受け入れ、本件活断層地震を防災計画の具体的な対象とするための調査を予定している。

現実の危険に背を向けた原判決の重大な誤りは明白である。

2. 原判決は、「本件原子炉施設への航空機墜落の可能性は高くない」と判示し、控訴人らの必死の訴えを退けた。しかし、こうした気楽な判断は、現実の調査もなしに行われた結果であり、米軍機や自衛隊機は相変わらず伊方原発上空を飛び交っている。たまたまかねた愛媛県は、原発上空禁止法の制定を国の諸機関に対して毎年要求し続けている。また、自衛隊機が飛び交い昨年中に二度も至近距離に墜落している女川原発では、設置者の東北電力社長が上空飛行禁止を強硬に申し入れている。

ここでも、現実の危険に背を向けた原判決の重大な誤りは明白である。

3. 原判決は、その「結論」で次のように「付言」している（285-286頁）。

「本件訴訟において争われたのは、本件原子炉施設の安全性に関する被告行政庁

の判断の適否であつて、本件原子炉施設の絶対的安全性ではない。

……

周辺住民の不安に誠実に対応し、安全を確保するため、国や電気事業者等に対しては、今後とも厳重な安全規制と万全な運転管理の実施を図ることが強く求められる」と。

しかし、こうした「付言」は、裁判所の責任を回避し、国や電気事業者に転化した言い逃れに過ぎない。原告ら周辺住民が不安と危険を感じ続けてきたのは、「今後の」ではなく、本件安全審査と被告が妥当と認めた「現在の」安全規制の在り方であり、その改善を求めて22年間も訴え続けてきた。そのことは、原告らの苦闘の姿を目の当たりにしてきた原審裁判所も十二分に理解していたはずである。

控訴審裁判所に訴えたい。原判決の重大で違法な誤りを早急に是正し、本件伊方原子力発電所に由来する重大な危険性を排除して、原判決も認めている控訴人ら伊方原子力発電所周辺の多くの住民の不安を取り除くという裁判所本来の任務を全うすることを。

（終わり）

会計報告（01.1/1-1/31）

収入	
会費	18,000
ニュース講読料	62,000
計	85,000
支出	
ニュース印刷代	23,850
郵送料	7,370
振替手数料	1,560
資料代	10,800
計	43,580
差引	41,420
積立金合計	1,558,238